

# 優先交渉権者決定後の契約手続きの流れ

- 市と優先交渉権者は、基本協定締結後、**提案書に基づき協議を行い**、基本計画を策定する。
- このうち、土地収用法に基づく**事業認定に必要な事項は、優先して協議する**。
- 基本計画に基づき、契約内容の交渉を踏まえて**PFI特定事業に係る事業契約の締結**を行う。
- 基本計画に基づき、**市負担事業の設計・工事請負契約**、ならびに**指定管理者の指定**を行う。  
(PFI事業と一体的に実施することが妥当と判断された場合は随意契約を予定。)

